

校務支援システム共同利用業務プロポーザル選定委員会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、校務支援システム共同利用業務プロポーザル実施要綱（第3条第1項において「実施要綱」という。）第2条第1項の規定により設置する校務支援システム共同利用業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 校務支援システム共同利用業務に係る契約候補事業者を公募型プロポーザル（次号において「プロポーザル」という。）の方式により審査するための基準の作成に関すること。

(2) プロポーザルに関する技術提案書の内容、プロポーザルに関するプレゼンテーションの内容及び当該技術提案書を提出した者とのヒアリングの内容について審査及び評価を行い、最も適すると評価された者の特定（次号及び第7条において「特定」という。）をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特定に関し必要な事項

(組織)

第3条 選定委員会は、実施要綱第1条に規定する参加団体（以下この条において「参加団体」という。）が次に掲げる者のうちから推薦し、参加団体で組織する校務支援システム共同利用推進協議会（以下「以下協議会」という。）の会長が承認した委員15人以内をもって組織する。

(1) 参加団体の教育委員会事務局職員

(2) 参加団体が設置する公立学校の教職員

(3) 前2号に掲げるもののほか、参加団体が必要と認める者

2 前項の規定により参加団体が推薦する委員は、それぞれ3人以内とする。

3 委員の任期は、第7条の規定による報告をする日までとする。

(委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、選定委員会の会議（以下この条において「会議」という。）を招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議は、これを非公開とする。

4 委員の代理出席は、これを認めない。

(委員の責務)

第6条 委員は、第2条に規定する所掌事項を厳正かつ公平に執行しなければならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、公募に参加してはならない。

3 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員を退任した後も、また同様とする。

(報告)

第7条 委員長は、特定の結果を協議会に報告する。

(事務局)

第8条 選定委員会の事務局（次項及び第3項において「事務局」という。）は、協議会の事務局に置く。

2 事務局は、委員長が統括する。

3 事務局は、選定委員会の事務に関する事項を処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、令和3年8月11日から施行する。

(最初の会議)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は協議会の議長が招集し、第4条

第1項の規定により委員長を定めるまでの間、会議の議長となる。

(この要項の失効)

3 この要項は、第3条第3項に規定する委員の任期が満了した日に、その効力を失う。